

議第97号

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 9 月20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

付 則

この条例は、平成29年11月25日までの間において規則で定める日から施行する。